

令和4年度人材育成支援事業募集要項

1. 申請対象

隱岐に在住している人、もしくは隱岐で活動しているグループ・団体等とします。

2. 対象事業

- (1)隱岐全域（4町村）に波及効果のある人材育成に関する事業。
- (2)その他人材育成支援事業の目的に沿う事業。

3. 助成金額

本年度助成額は、対象事業の事業費の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）とし、1事業につき100万円を限度額とします。

※人件費等は助成金支給対象経費にはなりません。

審査結果により助成額が減額される場合があります。

4. 申請期間

令和4年1月17日（月）から令和4年2月28日（月）までとします。

5. 審査及び事業決定

申請いただいた事業は、人材育成支援事業審査会を設置し審査します。

審査会当日申請者によるプレゼンテーションを実施します。

審査結果は島根県離島振興協議会より申請者へ通知します。

6. 事業実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

7. 申請方法

別添様式「人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」ならびに助成事業計画、その他関係資料添付のうえ島根県離島振興協議会に提出して下さい。（事業計画、収支予算書等その他関係資料は任意の様式で提出して下さい。）

8. 提出先

〒685-0104

島根県隱岐郡隱岐の島町都万2016

隱岐広域連合内 島根県離島振興協議会

TEL 08512-6-9150

FAX 08512-6-3330

9. その他

本支援事業に関するお問い合わせは、島根県離島振興協議会までお願いします。

手続きの流れ

